

就労証明書

檀原市長宛

証明日西暦年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号— —
担当者名
記載者連絡先— —

【民生児童委員証明】
証明日西暦年 月 日
民生児童委員名
電話番号— —

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄									
1	業種	☐ 農業・林業☐ 漁業☐ 鉱業・採石業・砂利採取業☐ 建設業☐ 製造業☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業☐ 運輸業・郵便業☐ 卸売業・小売業☐ 金融業・保険業☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学术研究・専門・技術サービス☐ 宿泊業・飲食サービス業☐ 生活関連サービス業・娯楽業☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業☐ 複合サービス事業☐ 公務☐ その他()									
2	フリガナ										
	本人氏名	生年月日 年 月 日									
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			年 月 日 ~ 年 月 日					
4	本人就労先事業所	名称									
		住所									
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()									
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間 時間 分 (うち休憩時間 分)
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
		一月当たりの就労日数			月間 日			一週当たりの就労日数		週間 日	
		平日		時 分		~		時 分 (うち休憩時間 分)			
		土曜		時 分		~		時 分 (うち休憩時間 分)			
		日祝		時 分		~		時 分 (うち休憩時間 分)			
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間 分 (うち休憩時間 分)					
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日					
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)					
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月		年月	年 月		年月	年 月		
		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月 時間／月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中									
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み									
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()									
		期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日									
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中									
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~		時 分 (うち休憩時間 分)					
13	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定									
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定									
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否									
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否									
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日									
18	備考欄	基本給：()円 ☐ 年俸・ ☐ 月給・ ☐ 日給・ ☐ 時給									

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	☐ 子 ☐ その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	☐ 利用中 () ☐ 申込中 ()				
児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	☐ 子 ☐ その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	☐ 利用中 () ☐ 申込中 ()				
児童名		生年月日	年 月 日	本人との続柄	☐ 子 ☐ その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	☐ 利用中 () ☐ 申込中 ()				

- ・本証明書は、保育所等利用事務のために使用する書類です。必要事項をもれなく記載、証明してください。
- ・証明内容に関して事業所担当者に照会することがあります。あらかじめご承知おきください。

【保護者の方へ】

- ・自営業・農業の方はご自身で記入いただき、地区担当の民生児童委員に証明を依頼してください。

「□無期」または「□有期」にチェック(レ点記入)し、期間欄に「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を必ず記載してください。

(固定就労の場合)(変則就労の場合)のいずれかに記載してください。

・休憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。

- ・育児休業等により直近3ヶ月の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の就労実績を記載してください。
- ・新規採用等で就労実績がない場合は、今後の就労見込を記載してください。

延長予定も含め、取得可能となる最長の育児休業期間を記載してください。

「3 雇用(予定)期間等」について「☐有期」にチェックした場合のみ記載してください。

15. 入所内定時育児休業の短縮可否
育児休業の終了予定日より前の入所日で保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮して入所内定日から復職することについて該当するものにチェックしてください。

育児休業の延長について該当するものにチェックしてください。

基本給金額を記入し、該当する給与形態にチェックしてください。

-依頼される際は、必ず事前に連絡を入れた上で日程調整をし、ご訪問ください。

- 訪問の際は、事業をしていることが確認できる書類をあわせてご持参ください。

○營業許可書 ○開業届 ○所得税の申告関係書類のコピー ○法人登記簿

○事業用のホームページ ○事業の成果物 ○耕作証明 ○水稻生産計画書 など

【記載例】

梶原市長／宛

Response	Percentage
Doing a good job	65%
Not doing a good job	35%

[illegible]

日陳品

上記の内容について、事実の如何を証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で

には、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業・水産 ☐ 炭鉱・採石業・採砂採石業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 娯楽・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療保健 ☐ 不動産 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	本人氏名	カシハラ ハナコ 橋原 花子
3	雇用(予定)期間等	雇用期間(雇用契約書の記載) 2015 年 4 月 1 日 ~ 2015 年 11 月 1 日 雇用期間(労働関係法令の定め) 無期(有期)

4	本人就労先事業所	名称 株式会社●●	
		住所 横原市内膳町▲-▲-▲	
5	雇用の形態	正社員 ■パート・アルバイト □ 非常勤社員 □ 派遣社員 □ 契約社員 □ 会社年度任用職員 □ 非正規雇用職員 □ 役員	() その他() 業務委託 内職 業務委託 内職 業務委託 内職

[illegible]

7	● 貸付金受領 ※貸付金受領は、貸付金受領書に 明細記載し、貸付金受領書に添付 する。	年月	2000	年	8	月	18	日	2000	年	7	月	20	日	1998	年	6	月
8	● 受取金受領 ※受取金受領は、受取金受領書に 添付する。	年月	2000	年	8	月	18	日	2000	年	7	月	20	日	1998	年	6	月

[illegible]

17	準身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	基本給：(250,000)円 □年俸・□月給・□日給・□時給

（※事業年度別採用決定あり）

児童養育施設											
氏名	櫻原 未来	生年月日	0000	年	6	月	1	日	本人との関係	男子	女子
職業	専業主婦等の利用状況等	利用中	()	専業主婦	()	専業主婦	()	専業主婦	()	男子	女子
氏名	櫻原 ちひろ	生年月日	0000	年	12	月	1	日	本人との関係	男子	女子
職業	専業主婦等の利用状況等	利用中	()	専業主婦	()	専業主婦	()	専業主婦	()	男子	女子
氏名	櫻原 名	生年月日	年	月	日	日	日	本人との関係	男子	女子	
職業	専業主婦等の利用状況等	利用中	()	専業主婦	()	専業主婦	()	専業主婦	()	男子	女子

申請児童及び保育所等に入所中の児童の氏名等を記入してください。